【チェックリスト】　　　　　　（臨海地区・工業関連ゾーン）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対　象 | 景観形成基準 | | 配慮した内容 |
| 創意事項 | 重点配慮事項 |
| 1  敷  地 | a  空地の配置・意匠 | まちなみにゆとりとうるおいを創出する。 | 大阪臨海線、泉佐野田尻泉南線に面する建築物の壁面位置は、できる限り隣地建築物と一致させ、統一感のあるまちなみの形成に努める。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| b  敷ぎわの形態・意匠 | 敷地の周囲には、塀をできる限り設けない。門及びやむを得ず設ける塀は、必要最小限にとどめ、次のようにする。  １　デザインした透視性のある材料  ２　高さは2m以下  ３　道路境界線からできるだけ離して設置し、緑化  に努める |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| ｃ  屋外付帯施設 | 駐車場は、配置、形態を配慮するとともに、植栽や工作物等により修景し、道路からの見え方に配慮する。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

―1―

【チェックリスト】　　　　　　（臨海地区・工業関連ゾーン）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対　象 | 景観形成基準 | | 配慮した内容 |
| 創意事項 | 重点配慮事項 |
| 2  建  築  物 | a  建築物の形態・意匠 | 表情豊かな外観を工夫し、洗練されたまとまりを創出する。  隣接するゾーンの建築物の高層部からの眺望を意識する。 | 大阪臨海線、泉佐野田尻泉南線に面する建築物の高さは、できる限り隣地建築物と一致させ、統一感のあるまちなみの形成に努める。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| b  低層部の形態・意匠 |  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| ｃ  バルコニー・屋外階段の意匠 |  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

―2―

【チェックリスト】　　　　　　（臨海地区・工業関連ゾーン）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対　象 | 景観形成基準 | | 配慮した内容 |
| 創意事項 | 重点配慮事項 |
| 2  建  築  物 | d  外壁の材料・意匠 | 表情豊かな外観を工夫し、洗練されたまとまりを創出する。  隣接するゾーンの建築物の高層部からの眺望を意識する。 | 周辺と調和した落ち着きのある色調とする。  高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 3  付  帯  設  備  等 | 付帯設備等 |  | 囲いをつくり遮蔽に努める。  意匠の一部として建築物と一体的となるデザインを施す。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 4  緑  化 | 緑化 |  | 道路に面する部分には、緑地帯の設置に努める。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

―3―

【チェックリスト】　　　　　　（臨海地区・工業関連ゾーン）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対　象 | 景観形成基準 | | 配慮した内容 |
| 創意事項 | 重点配慮事項 |
| 5  広  告  物 | 共通 |  | 原則として１事務所につき広告物は２基以下とする。  広告物は、自己の社名、社章、建物名及び登録商標とする。  建築物や周辺のまちなみと調和するよう色彩に配慮し、蛍光塗料、点滅灯は使用しない。  文字、絵、形態等の意匠を工夫し、周辺のまちなみと調和するよう努める。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 屋上広告 | 屋上、屋根の上部等に広告物を設置しない。 |  |
| 壁面広告 | 壁面を利用した広告物等を設置する場合は、建築物の様式、デザインと調和する位置に設置する。  壁面１面につき２以上設置しない。  壁面、屋上及び屋根に直接表示する表現を行わない。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 突出広告 |  | 突出広告は設置しない。 |  |
| 6  照  明 | 照明 |  |  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |

―4―